< JIS情報>

JIS番号(発行年)	JIS C 6575-2 (2005) + 追補 1 (2013)
対応国際規格番号(版)	IEC 60127-2 (2003 Ed. 2) + Amd.1 (2003) + Amd.2 (2010)
JISタイトル	ミニチュアヒューズ - 第2部 : 管形ヒューズリンク
適用範囲に含まれる主な電気用品名	管形ヒューズ
廃止する基準及び有効期間	J60127-2(H20)、有効期間 3 年間

<審議中に問題になったこと>

試験に関する一般事項 (7.2.1 スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンク)

スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクは ,耐久試験後以外に電圧降下を測定する必要がないため、耐久試験用以外は電圧降下を測定する必要がない旨を追記し ,また 7.2.2 として ,最大電圧降下の規定が検討中になっているスタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクでは ,電圧降下の大きいものから順次一連番号を付ける必要がない旨の細分箇条を追加した。

ヒューズリンクの温度測定箇所

9.7 に規定するヒューズリンクの温度試験に関しては ,電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第三の規定に合わせ " キャップ " を " ヒューズリンクの接続部 " に改正した。

ヒューズリンクの温度

Amendment 2 の改訂に従って追加となる A.4.4 は , IEC 60127-1 の 9.7 の一部を修正して温度試験を規定しているが , どこを修正しているのか非常に分かりにくい。このため , JIS C 6575-2 では , JIS C 6575-1 の 9.7 を見なくても試験内容が理解できるよう , 必要箇所を JIS C 6575-2 の A.4.4 に記載することとした。

< 主なデビエーション:現状の別表第十二にないもの>

項目番号	概要	理 由
7.2.1	耐久試験用以外は電圧降下を測定する必要がない旨	<審議中に問題になったこと> 参照
	を追記した。	
7.2.2	スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクに	<審議中に問題になったこと> 参照
	対しては ,電圧降下の大きいものから順次一連番号を	
	付ける規定を除外した。	
附属書A	対応国際規格の A.4.4 は , IEC 60127-1 の 9.7 の規定	規格利用者の使いやすさを考慮した。
A.4.4	の一部を修正して適用する内容であるが ,この規格で	
	は, JIS C 6575-1 の 9.7 の規定を引用せずに,修正の	
	上,全文を掲載した。	

<主な改正点>

ヒューズの試験サンプル

耐久試験用以外のサンプルは、電圧降下を測定することがないことを明確化した。

試験用サンプルのサンプル番号規則

日本のデビエーションで追加したヒューズについては、電圧降下の大きいもの順に番号をつける必要 がないことを明確化した。

ヒューズリンクの温度

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第三の規定に合わせ"キャップ"を"ヒューズリンクの接続部"に改正した。

ヒューズリンクの温度試験方法

通則の試験方法を置きかえ、管形ヒューズリンク用の試験方法を明確化した。

<技術基準省令への整合性>

	技術基準				規格	補足
条	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は,通常の使用状態において,人体に危害	該当	箇条4	4 一般要求事項(JIS C 6575-1(以下,第1部)によ	
第1項		を及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがないよ	非該当		ತ 。)	
		う設計されるものとする。				
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため	該当	箇条8	8 寸法及び構造	
第2項		に , 形状が正しく設計され , 組立てが良好で , かつ ,	非該当		構造,材質及び寸法に関する規定全般	
		動作が円滑であるものとする。				
第三条	安全機能を有す	電気用品は,前条の原則を踏まえ,危険な状態の発	該当	9.2	9.2 時間 - 電流特性 (第1部による。)	
第1項	る設計等	生を防止するとともに , 発生時における被害を軽減	非該当	9.3	9.3 遮断容量	
		する安全機能を有するよう設計されるものとする。			ヒューズの溶断について規定。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は , 前項の規定による措置のみによっては	該当	箇条6	6 表示(第1部による。)	
第2項	る設計等	その安全性の確保が困難であると認められるとき	非該当		6.1 各ヒューズリンクには,第1部によるほか,次	
		は, 当該電気用品の安全性を確保するために必要な			を表示する。	
		情報及び使用上の注意について,当該電気用品又は			e) 定格遮断容量を示す記号	
		これに付属する取扱説明書等への表示又は記載がさ			f) 溶断種別記号	
		れるものとする。				
第四条	供用期間中にお	電気用品は,当該電気用品に通常想定される供用期	該当	9.2	9.2 時間 - 電流特性 (第1部による。)	
	ける安全機能の	間中 ,安全機能が維持される構造であるものとする。	非該当	9.4	9.4 耐久試験 (第1部による。)	
	維持			9.7	9.7 ヒューズリンクの温度 (第1部ほかによる)	

# 2		T.			1		
第五条 使用者及び使用 場所を考慮した 安全設計 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所 を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように設計され、及び必要に応 して適切な表示を含れているものとする。 該当 事態当 面条1 事態当 について規定する。 1 適用範囲 この規格は、通常、屋内において用いる電気機器、 電子機器及びぞれらの部品を保護するための、寸法 がmmx.利.mmを超えない。管形とユーズリンク について規定する。 第十条 第1項 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用 及び材料が使用されるものとする。 該当 事態当 の使用 A.3.4 A.3.4 A.3.4 B.3.4 A.3.4 A.3.4 B.3.4 A.3.4 A.3.4 B.3.4 A.3.4 A.3.4 B.3.6 A.3.4 B.3.6 A.3.6 A.3.6 A.3.6 B.3.6 A.3.6 A.3.6 B.3.7 B.3.6 B.3.6 B.3.7 B.3.6 B.3.7						スタンダードシート J1 に規定する定格電流 10 A	
場所を考慮した 安全設計						を超えるヒューズリンクの温度測定について規定	
第大条 勝電に対する保 電気用品には、強能電別中品に通常想定される使用 放送当 を記録した。 該当 を記録した。 4.34 はんだ耐熱性 リード線をもつましたでは、で使用される。 とユーズは機器 内で使用される。 とユーズは機器 内で使用される。 第3 を記録していて規定する。 2.33 を認識していて規定する。 2.33 を認識していて規定する。 2.34 はんだ耐熱性 リード線をもつミニチュアヒューズリンクの取付 け時のはんだによる熱への耐性について規定 かって使用される。 2.34 はんだ耐熱性 リード線をもつミニチュアヒューズリンクの取付 け時のはんだによる熱への耐性について規定 かって使用される。 2.33 を認識していて規定 かって使用される。 2.33 を認識していて規定 かって使用される。 2.33 を認識していること。 2.33 を認証していること。 2.33 を認定していること。 2.33 を認証していること。 2.33 を	第五条	使用者及び使用	電気用品は , 想定される使用者及び使用される場所	該当	箇条1	1 適用範囲	
## おから は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		場所を考慮した	を考慮し,人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を	非該当		この規格は,通常,屋内において用いる電気機器,	
#		安全設計	与えるおそれがないように設計され , 及び必要に応			電子機器及びそれらの部品を保護するための,寸法	
第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用 現境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品 及び材料が使用されるものとする。 該当			じて適切な表示をされているものとする。			が <u>11 mm×40 mm を超えない</u> 管形ヒューズリンク	
第七条 第1項 感電に対する保 要に応じて,接近に対しても適切に保護すること。 該当 事該当 - 事該当 事該当 - 事該当 名3.4 A3.4 A3.4 A3.4 A3.4 A3.4 はんだ耐熱性 リード線をもつミニチュアヒューズリンクの取付 け持のはんだによる熱への耐性について規定 第七条 第1項 感電に対する保 要に応じて,接近に対しても適切に保護すること。 意当 事該当 - 事該当 - 事該当 - 事該当 とユーズは機器 内で使用される。 第七条 第2項 第2項 第 感電に対する保 制されていること。 二 ・接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制 事該当 該当 事該当 - ・事該当 - ・事該当 93.3 ・事該当 93.3 ・スタンダードシートJIに規定するヒューズリンク						について規定する。	
の使用 及び材料が使用されるものとする。 」リード線をもつミニチュアヒューズリンクの取付け時のはんだによる熱への耐性について規定 第 七条 感電に対する保護に対する保護のおそれがないように,次に掲げる措置が講じられるものとする。 一角険な充電部への人の接触を防ぐとともに,必要に応じて,接近に対しても適切に保護すること。 非該当業 上ューズは機器内で使用される。 第 七条 感電に対する保要に対する保護に対しても適切に保護すること。 該当事該当業 上ューズは機器内で使用される。 第 2項 議業期されていること。 お当れていること。 お当事該当ま該当ま該当ままままままままままままままままままままままままままままま	第六条	耐熱性等を有す	電気用品には , 当該電気用品に通常想定される使用	該当	8.3	8.3 材質(第1部による。)	
第 七条 感電に対する保 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感 電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じら れるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必 要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 譲当 - 上ューズは機器 内で使用される。 第 七条 感電に対する保 要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 該当 非該当 - ヒューズは機器 内で使用される。 第 2 項 第 2 項 がある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の がある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の ます。 該当 非該当 93.3 93.3 約3.3 約3.3 約3.3 2.3		る部品及び材料	環境に応じた適切な耐熱性,絶縁性等を有する部品	非該当	A.3.4	A.3.4 はんだ耐熱性	
第 七条 感電に対する保 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 非該当 - 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 第 七条 感電に対する保 調査 工 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制・ 該当 非該当 - とユーズは機器 内で使用される。 第 2 項 護 制されていること。 制されていること。 非該当 9.3.3 絶縁抵抗(第1部によるほか、次による。) スタンダードシートJIに規定するヒューズリンク		の使用	及び材料が使用されるものとする。			リード線をもつミニチュアヒューズリンクの取付	
第1項 護 電のおそれがないように,次に掲げる措置が講じられるものとする。						け時のはんだによる熱への耐性について規定	
第 七条 感電に対する保 二 接触電流は,人体に影響を及ぼさないように抑 期されていること。 該当 非該当 - 非該当 上ューズは機器 内で使用される。 第八条 絶縁性能の保持 がある内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所の 1事該当 9.3.3 93.3 93.3 20.3	第七条	感電に対する保	電気用品には , 使用場所の状況及び電圧に応じ , 感	該当	-		ヒューズは機器
第 七条 感電に対する保 二 接触電流は,人体に影響を及ぼさないように抑 制されていること。 該当 事該当 - ヒューズは機器 内で使用される。 第八条 絶縁性能の保持 がある内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所の 1事該当 9.3.3 事該当 9.3.3 タンダードシートJIに規定するヒューズリンク	第1項	護	電のおそれがないように , 次に掲げる措置が講じら	非該当			内で使用される。
第 七条 感電に対する保 二 接触電流は,人体に影響を及ぼさないように抑 該当 - ヒューズは機器 内で使用される。 第 2 項 護 制されていること。 非該当 9.3.3 絶縁性能の保持 である内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所の 京当 9.3.3 9.3.3 2.3.3 <			れるものとする。				
第 七条 感電に対する保 二 接触電流は,人体に影響を及ぼさないように抑 該当 - 上ューズは機器 内で使用される。 第 2 項 護 制されていること。 非該当 9.3.3 絶縁性能の保持 電気用品は,通常の使用状態において受けるおそれ がある内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所の 非該当 53.3 9.3.3 絶縁抵抗(第1部によるほか,次による。) スタンダードシートJIに規定するヒューズリンク			一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに,必				
第2項護制されていること。非該当内で使用される。第八条絶縁性能の保持電気用品は,通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所のおる内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所のおおき場合該当9.3.3絶縁抵抗(第1部によるほか,次による。)スタンダードシートJIに規定するヒューズリンク			要に応じて,接近に対しても適切に保護すること。				
第八条	第七条	感電に対する保	二 接触電流は,人体に影響を及ぼさないように抑	該当	-		ヒューズは機器
がある内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所の 非該当 スタンダードシートJI に規定するヒューズリンク	第2項	護	制されていること。	非該当			内で使用される。
	第八条	絶縁性能の保持	電気用品は,通常の使用状態において受けるおそれ	該当	9.3.3	9.3.3 絶縁抵抗(第1部によるほか,次による。)	
			がある内外からの作用を考慮し , かつ , 使用場所の	非該当		スタンダードシートJ1 に規定するヒューズリンク	
1人がにかり、			状況に応じ,絶縁性能が保たれるものとする。			の絶縁抵抗について規定	

-						
				9.6	9.6 パルス試験 (第1部による)	
				9.7	9.7 ヒューズリンクの温度 (第1部によるほか,次	
					による。)	
					スタンダードシート J1 に規定する定格電流 10 A	
					を超えるヒューズリンクの温度測定について規定	
				A.4.4	A.4.4 ヒューズリンクの温度	
					リード線をもつミニチュアヒューズリンクの温度	
					について規定	
第九条	火災の危険源か	電気用品には , 発火によって人体に危害を及ぼし ,	該当	9.3	9.3 遮断容量	
	らの保護	又は物件に損傷を与えるおそれがないように,発火	非該当	9.7	9.7 ヒューズリンクの温度	
		する温度に達しない構造の採用 , 難燃性の部品及び		A.4.3	A.4.3 遮断容量	
		材料の使用その他の措置が講じられるものとする。			リード線をもつミニチュアヒューズリンクの遮断	
					容量について規定	
				A.4.4	A.4.4 ヒューズリンクの温度	
					リード線をもつミニチュアヒューズリンクの温度	
					について規定	
第十条	火傷の防止	電気用品には , 通常の使用状態において , 人体に危	該当	9.3	9.3 遮断容量	
		害を及ぼすおそれがある温度とならないこと,発熱	非該当	9.7	9.7 ヒューズリンクの温度	
		部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するため		A.4.4	A.4.4 ヒューズリンクの温度 ヒューズリンクを次	
		の設計その他の措置が講じられるものとする。			によって試験する場合 , リード線が試験基板の穴に	
					入るところの温度を測定し , その温度上昇は , 150 K	
					を超えてはならない。	

第十一	機械的危険源に	電気用品には , それ自体が有する不安定性による転	該当	-	ヒューズは機器
条第1項	よる危害の防止	倒 , 可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に	非該当		内で使用される。
		危害を及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがな			
		いように , 適切な設計その他の措置が講じられるも			
		のとする。			
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には,通常起こり得る外部からの機械	該当	-	ヒューズは機器
条第2項	よる危害の防止	的作用によって生じる危険源によって人体に危害を	非該当		内で使用される。
		及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがないよう			
		に , 必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられ			
		るものとする。			
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流	該当	-	ヒューズには ,一
条	よる危害又は損	出し , 又は溶出することにより , 人体に危害を及ぼ	非該当		般的に化学的危
	傷の防止	し , 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとす			険減はなし。
		వ .			
第十三	電気用品から発	電気用品は , 人体に危害を及ぼすおそれのある電磁	該当	-	ヒューズには ,一
条	せられる電磁波	波が,外部に発生しないように措置されているもの	非該当		般的に電磁波に
	による危害の防	とする。			よる危険なし。
	止				
第十四	使用方法を考慮	電気用品は , 当該電気用品に通常想定される無監視	該当	-	ヒューズは部品
条	した安全設計	状態での運転においても , 人体に危害を及ぼし , 又	非該当		であり、製品での
		は物件に損傷を与えるおそれがないように設計さ			使用状態で考慮

		れ , 及び必要に応じて適切な表示をされているもの				される。
		とする。				
第十五	始動,再始動及	電気用品は,不意な始動によって人体に危害を及ぼ	該当	-		ヒューズには ,始
条第1項	び停止による危	し,又は物件に損傷を与えるおそれがないものとす	非該当			動・停止はない。
	害の防止	వ .				
第十五	始動,再始動及	電気用品は,動作が中断し,又は停止したときは,	該当	-		ヒューズには ,始
条第2項	び停止による危	再始動によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損	非該当			動・停止はない。
	害の防止	傷を与えるおそれがないものとする。				
第十五	始動,再始動及	電気用品は,不意な動作の停止によって人体に危害	該当	-		ヒューズには ,始
条第3項	び停止による危	を及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがないも	非該当			動・停止はない。
	害の防止	のとする。				
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組	該当	9.2	9.2 時間 - 電流特性 (第1部による)	ヒューズ自体が
条	合せ	み合わせる他の電気用品を考慮し , 異常な電流に対	非該当	9.3	9.3 遮断性能	安全装置
		する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動				
		特性を設定するとともに , 安全装置が作動するまで				
		の間,回路が異常な電流に耐えることができるもの				
		とする。				
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は,電気的,磁気的又は電磁的妨害により,	該当	-		ヒューズには ,一
条	する耐性	安全機能に障害が生じることを防止する構造である	非該当			般的に危険な誤
		ものとする。				動作がない。
第十八	雑音の強さ	電気用品は,通常の使用状態において,放送受信及	該当	-		ヒューズは、雑音

条		び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するお	非該当			を発生しない。
		それがない ものとする。				
第十九	表示等(一般)	電気用品は ,安全上必要な情報及び使用上の注意(家	該当	箇条6	6 表示	
条		庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)に	非該当			
		よるものを除く。)を ,見やすい箇所に容易に消えな				
		い方法で表示されるものとする。				
第二十	表示(長期使用	次の各号に掲げる製品の表示は , 前条の規定による	該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安
条第1項	製品安全表示制	ほか,当該各号に定めるところによる。	非該当			全表示制度につ
	度による表示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥				いては,省令で明
		機(電熱装置を有する浴室用のものに限り,毛髪乾				確に規定されて
		燥				いるため ,整合規
		機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本				格は不要。
		体の見やすい箇所に , 明瞭に判読でき , かつ , 容易				
		に消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法				
		(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三				
		第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。				
		以下同じ。)				
		(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると ,経				
		年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ				
		る旨				

第二十 表示(長期使用 二 電気令規機(産業用のものを除く。)機器本体 該当 表示(長期使用 短いけい 設計上の標準使用期間 (が) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがあ る旨 (国による表示) となっているものに限り、産業用のものを除く。)機 器本体の見やすい箇所に、即顧に判議でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (の) 設計上の標準使用期間 (の) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年気化による表示) となっているものに限り、産業用のものを除く。)機 器本体の見やすい箇所に、即顧に判議でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (の) (の) 設計上の標準使用期間 (の)						T	1
度による表示) 消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造牛 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経 年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第 二十 表示(長期使用 表示のを除く。)及び電気脱水機(電業用のもの及びが燥装置を有す 表ものを除く。)及び電気脱水機(電洗器機と一体 となっているものに限り,産業用のものを除く。)機 器本体の見やすい箇所に,明瞭に判論でき,かつ,容易に消えない方法で,次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経 年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第 二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り ,該当 - 同上	第二十	表示(長期使用	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体	該当	-	同上	同上
(イ) 製造年 (口) 設計上の標準使用期間 (小) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年労化による発火、けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第二十 表示(長期使用 関応よる表示) 製品安全表示制 度による表示) をなっているものに限り、産業用のものを除く。)機 器本体の見やすい箇所に、印頭に判読でき、かつ、 容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (口) 設計上の標準使用期間 (小) 設計上の標準使用期間 (小) 設計上の標準使用期間 のい 設計上の標準使用期間 のい 設計上の標準使用期間 のい 設計上の標準使用期間 のい 設計上の標準使用期間 のい 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年労化による発火、けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、) 該当 - 同上	条第2項	製品安全表示制	の見やすい箇所に , 明瞭に判読でき , かつ , 容易に	非該当			
(D) 設計上の標準使用期間 (八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨		度による表示)	消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。				
(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨			(イ) 製造年				
# 年			(口) 設計上の標準使用期間				
第二十 表示(長期使用 三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有す 該当 - 同上			(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると ,経				
第 二 十 表示 (長期使用 三 電気洗濯機 (産業用のもの及び乾燥装置を有す 該当 取記安全表示制 度による表示) となっているものに限り,産業用のものを除く。)機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (口) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨			年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ				
条第3項 製品安全表示制			る旨				
度による表示) となっているものに限り、産業用のものを除く。)機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、 容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (口) 設計上の標準使用期間 (八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、 該当 - 同上	第二十	表示 (長期使用	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有す	該当	-	同上	同上
器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、 容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (口) 設計上の標準使用期間 (八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、 該当 - 同上	条第3項	製品安全表示制	るものを除く。) 及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体	非該当			
容易に消えない方法で,次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (口) 設計上の標準使用期間 (八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経 年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り, 該当 - 同上		度による表示)	となっているものに限り ,産業用のものを除く。) 機				
こと。			器本体の見やすい箇所に , 明瞭に判読でき , かつ ,				
(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがある旨 第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(プラウン管のものに限り, 該当 - 同上 同上			容易に消えない方法で , 次に掲げる事項を表示する				
(ロ) 設計上の標準使用期間 (八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると ,経 年劣化による発火 , けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第二十 表示 (長期使用 四 テレビジョン受信機 (ブラウン管のものに限り , 該当 - 同上			こと。				
(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると ,経 年劣化による発火 , けが等の事故に至るおそれがあ る旨 第二十 表示 (長期使用 四 テレビジョン受信機 (ブラウン管のものに限り , 該当 - 同上 同上			(イ) 製造年				
年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがある旨 る旨 第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り, 該当 - 同上 同上			(口) 設計上の標準使用期間				
第二十 表示(長期使用 四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り, 該当 - 同上 同上			(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると ,経				
第二十 表示 (長期使用 四 テレビジョン受信機 (ブラウン管のものに限り , 該当 - 同上 同上			年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ				
			る旨				
条第4項 製品安全表示制 産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、 非該当	第二十	表示 (長期使用	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り,	該当	-	同上	同上
	条第4項	製品安全表示制	産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に,	非該当			
度による表示) 明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次		度による表示)	明瞭に判読でき,かつ,容易に消えない方法で,次				

	に掲げる事項を表示すること。		
	(イ) 製造年		
	(口) 設計上の標準使用期間		
	(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると ,経		
	年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ		
	る旨		